

船舶事故調査報告書

令和元年8月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成31年4月3日 09時50分ごろ
発生場所	沖縄県名護市大浦湾 高墓埼灯台から真方位268° 1.7海里付近 (概位 北緯26° 32.2′ 東経128° 03.4′)
事故の概要	砂利運搬船marumasa3号は、航行中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成31年4月10日、主管調査官（那覇事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	砂利運搬船 marumasa3号、498トン
船舶番号、船舶所有者等	133071、株式会社ホクセイ（船舶管理人）
乗組員等に関する情報	船長、三級（航海）
負傷者	なし
損傷	船底外板に擦過傷
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 東、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期
事故の経過	<p>本船は、船長ほか3人が乗り組み、土砂約1,400tを積載し、バージに荷揚げする目的で大浦湾を北進中、船長が、先航船が減速していることを認め、先航船との距離に注意を向け、本船が着けるバージは左舷前方にあり、目視でふだんより早めに左舵を取って航行したところ、浅所に乗り揚げた。</p> <p>本船は、上げ潮になって自然離礁した後、バージに左舷着けした。 本船の喫水は、船首約3.5m、船尾約4.5mであった。</p> <p>船長は、これまでも本船で大浦湾のバージに荷揚げを行っていたので、浅所の位置を把握しており、GPSプロッターに同浅所を避けた予定ルートを入力していたが、本事故当時、GPSプロッターを確認していなかった。</p>
分析	本船は、北進中、船長が、先航船との距離に注意を向け、GPSプロッターを使用した船位の確認を行っておらず、ふだんより早めに左舵を取って航行したことから、浅所に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、北進中、船長が、先航船との距離に注意を向け、GPSプロッターを使用した船位の確認を行っておらず、ふだんより早めに左舵を取って航行したため、浅所に乗り揚げたものと考えられる。
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・GPSプロッター等を活用して船位の確認を行うこと。

	・先航船との船間距離を十分に確保すること。
--	-----------------------